

議案第7号

北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する  
条例の専決処分について

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和3年10月21日

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋 敏彦

北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年北上地区消防組合条例第8号）の一部を改正する。

改正前				改正後			
別表				別表			
種 別		区分	支給額	種 別		区分	支給額
[略]		[略]	[略]	[略]		[略]	[略]
救急業務手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に掲げる感染症の患者若しくは疑いのある患者の救護や付着物件の処理作業にあたる救急業務	[略]	[略]	救急業務手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に掲げる感染症又は <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナ属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）</u> の患者若しくは疑いのある患者の救護や付着物件の処理作業にあたる救急業務	[略]	[略]
[略]		[略]	[略]	[略]		[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年6月1日から適用する。